

合併をする場合の手続き

1 市町村の動きがきっかけになる場合 事前協議

- 合併を検討するための話し合いが行われます。
※合併研究会や任意の合併協議会等がつけられ「もし合併したら」を考えます。

1 住民の動きがきっかけになる場合 住民発議

- 法定合併協議会の設置を住民が市町村に対して請求します。
※市町村の有権者50分の1以上の署名が必要です。

2 法定合併協議会の設置

- 合併を行うこと自体の是非を含めて、合併についてあらゆる事項を正式に話し合う場です。
- 合併後の将来ビジョンとその実現方法を市町村建設計画にまとめ、住民に説明します。
※各市町村の議会で議決されれば法定協議会が設置されます。



3 各市町村における住民説明会

- 法定協議会で検討した事項を住民に説明します。



4 合併協定書の調印

- 合併協定書は、法定合併協議会での市町村の話し合いの結果の主要部分をまとめたものです。



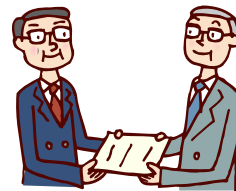
5 市町村合併の議決

- 合併協定書に沿って各市町村の議会で議決すれば合併が仮決定します。



6 知事への申請

- すべての関係市町村長から申請します。



7 福岡県議会の議決・知事の決定

- 県議会の議決を経て、知事が市町村合併を正式に決定します。
※市を含んだ合併、市になる合併の場合には総務大臣の同意が必要です。



8 総務大臣への届出・総務大臣の告示

- 総務大臣の告示によって合併の効力が発生します。



9 新市の誕生